

平成 23 年度第 3 回

大阪府都市計画公聴会 速記録

「北部大阪都市計画用途地域の変更」（茨木市）、
「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」（枚方市）、
「東部大阪都市計画道路の変更」（枚方市）、
「南部大阪都市計画用途地域の変更」（和泉市）及び
「南部大阪都市計画新住宅市街地開発事業の変更」（和泉市）について

- 1 と き 平成 23 年 9 月 29 日（木）
午前 10 時開会～午前 10 時 50 分閉会
- 2 と ころ 大阪府新別館北館多目的ホール
大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 4 3 号
- 3 対象市町村 茨木市、枚方市、和泉市
- 4 出席者
(1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 久保幸太郎
(2) 公述聴取者 大阪府・関係市職員、関係市の住民その他
(3) 公述人
3 人
公述人 A 茨木市の住民
公述人 B 枚方市の住民
公述人 C 和泉市の住民

[開会]

【司会(山本補佐)】 皆さん、おはようございます。お待たせいたしました。定刻の10時となりましたので、ただ今から平成23年度第3回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。私、本日の司会を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課の山本と申します。よろしく申し上げます。公聴会の開会にあたりまして、皆様にお願いがございます。まず、この建物は禁煙となっておりますので、お煙草はご遠慮願います。次に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また、報道関係の方にお願いたします。写真撮影は、公聴会5分後は結構ですが、その後は公聴会の妨げにならない範囲で取材をしていただきますようお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、大阪府都市整備部総合計画課参事の久保が議長として担当いたしますので、よろしく申し上げます。

[公聴会に関する説明]

【議長(久保参事)】 本日はお忙しい中、朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課参事の久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開始にあたりまして公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについて、ご説明申し上げます。

本日、公述の対象となる都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成したものでございます。これらの原案を基に皆様方のご意見をお伺いして都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて公聴会を開催することとしております。本日は、去る9月1日から9月15日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をしていただいた

3名の方にご意見を述べていただきます。

なお、今後の手続きについて申し上げますと、この公聴会で公述をしていただいた内容は、速記により記録としてまとめます。そして、本日の公述内容を踏まえたうえで、再度、関係機関等との協議・調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。都市計画の案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方を公開し、大阪府のホームページにも掲載することとしております。この縦覧は都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に、関係市町村の住民及び利害関係人は、大阪府に対し都市計画の案に対する意見書を提出することができます。この縦覧の手続きを経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、その際におきましても、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方を資料として提出をいたします。また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨もあわせて審議会の資料として提出することになります。この都市計画審議会の議事を経て、都市計画の案が承認された後、都市計画が正式に決定されるということになります。

次に、本日の公聴会の進行についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。最初に、今回公述の申出がございました5件の都市計画の原案の概要について、総合計画課の担当のほうからご説明をいたします。この説明が終わりましたら、この都市計画の原案についての公述を行っていただきます。公述に際しましては、私が公述をしていただく方の番号をお呼びいたしますので番号を呼ばれましたら、壇上の公述人席までお越しいただきまして、公述していただきますようお願いいたします。公述の内容につきましては、公述申出のときに提出いただきました趣旨に沿って公述していただきますようお願いいたします。公述の申出をいただいた都市計画の案に関係がない内容については、公述することはできませんので念のため申し添えます。公述を行う時間について、既に通知しておりますとおり、今回は30分とさせていただきます。時間厳守でよろしくお願いいたします。終了の5分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたらベルを2回鳴らします。終了をよろしくお願いいたします。なお、30分の公述時間ですけれども、必ずしも3

0分間公述していただく必要はございません。

また、最後に公述人ほかご来場の皆様をお願いを申し上げます。本日の公聴会は、意見を述べていただく場であり、質疑応答を行う場ではございません。法令の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみにも公述をしていただくことになっております。皆様方には、声を出したり拍手をしたりするなどの行為は慎んでいただきますよう、よろしく願いいたします。公聴会の秩序や進行を乱すような発言、あるいは行為などがあった場合には、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づいて、この会場から退場していただく場合もありますので、ご注意をよろしく願いいたします。

それでは、公述に先立ちまして、本日の公述の対象となります都市計画の原案について、総合計画課の担当から概要を説明させます。

【都市計画の案について説明】

【事務局(右田補佐)】 大阪府都市整備部総合計画課土地・地域計画グループの右田でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、北部大阪都市計画用途地域の変更案の概要についてご説明いたします。茨木市の庄一丁目地区は、JR東海道線において新駅の整備が進められることに伴い、駅前にふさわしい土地利用の誘導を図るため、用途地域の変更を行うものです。具体的な変更の内容でございますが、「準工業地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント」から「近隣商業地域、容積率300パーセント、建ぺい率80パーセント」に変更しようとするものです。なお、用途地域の変更に伴いまして、茨木市の都市計画において、よりきめ細かな土地利用の誘導を図るため地区計画の決定と建築物の高さを規制する高度地区の変更が予定されております。また、都市計画道路（阪急茨木駅総持寺線）の一部廃止に伴いまして、用途地域の境界線の整備としまして、大住町地区におきまして、「第一種住居地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント」から、「第二種中高層住居専用地域、容積率200パーセント、建ぺい率60

パーセント」に変更するものです。変更案の概要は以上でございます。

続きまして、南部大阪都市計画用途地域の変更案の概要についてご説明いたします。和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業の宅地の利用計画の変更に伴いまして、新たな時代の要請や多様な需要に柔軟に対応するため、用途地域の変更を行うものです。具体的な変更の内容でございますが、あゆみ野三丁目地区につきましては、「第二種住居地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント」から「準工業地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント」に変更しようとするものです。なお、用途地域の変更に伴いまして、和泉市の都市計画におきまして、よりきめ細かな都市計画を誘導するため、地区計画の変更が予定されております。また、新住宅市街地開発事業の施行区域の変更に伴いまして、用途地域の境界線の整備を行うものとして、あゆみ野一丁目地区におきまして、「第二種住居地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント」から「第一種住居地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント」に、また、はつが野一丁目地区におきまして、「第一種中高層住居専用地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント」から「第一種低層住居専用地域、容積率100パーセント、建ぺい率50パーセント」に変更しようとするものです。南部大阪都市計画用途地域の変更案の説明は以上でございます。

引き続きまして、南部大阪都市計画新住宅市街地開発事業の変更案の概要についてご説明いたします。和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業においては、新たな時代の要請や多様な需要に柔軟に対応するため、宅地の利用計画の変更を行います。また、事業区域の確定に伴いまして、区域の変更及び公園・緑地につきまして都市計画決定に伴う変更を行います。具体的な変更内容でございますが、境界確定に伴いまして、事業区域面積を約370ヘクタールから約368.4ヘクタールへ変更いたします。それから公共施設の配置・規模につきましては、「公園及び緑地」について宮ノ上公園ほか4公園の面積をこの境界確定に伴いまして、約16.5ヘクタールから約16.4ヘクタールに変更いたします。また、のぞみ野2号公園ほか9公園約3.4ヘクタールにつきましては和泉市の都市計画決定に伴いまして、記載を変更いたします。宅地の利用計画につきましては、境界確定に伴いまして、「住宅用地」の面積を約130.

1ヘクタールから約128.3ヘクタールに変更いたします。それから「公益的施設用地」につきましては、特定業務施設用地への変更等により、面積を約93.1ヘクタールから約81.7ヘクタールに変更いたします。これによりまして、「特定業務施設用地」の面積を、約35.8ヘクタールから約45.8ヘクタールへ変更いたします。変更案の説明は以上でございます。

【事務局(山野補佐)】　　続きまして、東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線及び都市計画道路3・5・210-43号枚方八尾線の計画変更の概要についてご説明させていただきます。私は大阪府都市整備部総合計画課施設計画グループ長の山野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座ってご説明させていただきます。

まず、今回変更を予定している都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線は、大阪と京都を結ぶ京阪本線のうち、枚方市・寝屋川市の両市にまたがって位置している区間で、その前後の枚方市駅付近及び寝屋川市駅付近は、それぞれ既に高架化されている状況であります。今回の変更区間には、踏切が21箇所あり、このうち、ピーク1時間あたりに40分以上閉まっている踏切、いわゆる「開かずの踏切」が20箇所あり、踏切の存在による渋滞や、軌道の存在による地域分断を引き起こしている状況にあります。

このような状況を改善するため、今回の都市計画変更素案の内容でございますが、枚方公園駅、光善寺駅、香里園駅を含む約5.5キロ区間を、都市計画の追加変更を行い、連続立体交差事業で高架化し、踏切を一挙に撤去することで交通渋滞や事故を根本的に解消する共に、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ろうとするものでございます。

次に、都市計画道路枚方八尾線は、京阪本線に並行して、枚方市と寝屋川市を南北に結ぶ地域の主要な幹線道路として計画されたもので、自動車交通量が多い中、駅と隣接する路線であるため、歩行者と自転車の交通量が多いにも関わらず、十分な歩行空間が確保されていない状況になっております。

このような状況を改善するため、枚方市域の都市計画変更素案の内容でございますが、三和踏切の交差点から寝屋川市域界までの区間について、現在の都市計画道路幅員8メートル～11メートルを14メートル～16メートルに都

市計画変更を行い、自動車や自転車・歩行者の安全で円滑な通行を確保しようとするものでございます。今回の都市計画変更素案の概要は以上でございます。

【公述人Aによる公述】

【議長(久保参事)】 それでは、ただいまから公述を始めていただきます。最初に、番号1番の方、壇上の公述人席までお越し下さい。よろしく願います。

(公述人A登壇)

【公述人A】 Aです。フジテックの跡地には現在、住んでいる人はおらず、利害関係者と言えば、近隣地域の住民であります。従って、大阪府と茨木市としては、大阪府民かつ茨木市民として現在周辺地域に住んでいる人たちの住環境の改善に役立つことを第一に用途地域のあり方を考えるべきです。その立場からすると、この地域は第一種住居地域に変更すべきです。地域に隣接して住む方から、こういう広い土地は、防災緑地にでもしてほしいという声をお聞きしました。これを理想論として切り捨てるのではなく、本来、こういう発想の転換も検討すべきではありますが、そこまでは今無理としても、最低限でも、周辺で諸問題が起こったり住環境が悪くならないような用途地域のあり方が必要だと思います。

ところが、今回の用途地域の変更では、良い環境に近づくどころか、周りの住環境に悪い影響を与える可能性が大です。用途変更によって、①建ぺい率が60パーセントから80パーセントに、②容積率が200パーセントから300パーセントになることは、同じ面積の敷地に現在の基準に比べ、より多くかつより高いマンションが建てられることになります。そうすれば、日照・風害など多くの問題が出てきます。

また、近隣商業地域に用途変更された場合、建築基準法と大阪府条例に基づく日影規制を一切受けず、茨木市高度地区特例許可制度を活用すると、容積率の範囲であれば14階建て43メートルの建物が可能になり、高層マンション

建設業者と周辺地域住民との間で、日照紛争が生じる危険が大だと考えます。加えて、問題は、現在でも改善が求められている周辺道路の交通問題を一層ひどくすることです。新駅の駅前広場には路線バスが乗入れ、駅を利用する人たちの車や自転車が出入りするなど、駅前に至る道路の交通量が格段に増えることが予想されます。

フジテックの跡地には元々高層マンションが計画されておりましたが、新駅ができるのを契機に、より高いマンション建設が具体化すると思います。マンションに住む人たちの車や自転車も加わり、ひどい交通渋滞が起こることを懸念します。駅ができる以上、駅に至るアクセス道路が計画されているのは当然なのですが、問題はアクセス道路につながる既存道路、特に千歳橋と総持寺交番前の道路です。この道路は普通自動車と路線バスがやっとすれ違える広さで、現在でも朝夕のラッシュ時はよく渋滞が起こり、歩行者や自転車の人には大変危険です。マンションに住む人の交通量も加わって、ひどくなることが懸念されます。その影響は阪急総持寺駅から国道171号線に至る道路の交通にも大きな支障を来すでしょう。マンションに住む人が多ければ多いほど、交通渋滞に拍車をかけることになります。駅の新設を計画する段階でマンションの建設、周辺の交通渋滞を予測し、既存道路の対策を考慮すべきではなかったでしょうか。現在の計画では、この交通渋滞の対策がないのであれば、フジテック跡地に住む人の人数を極力少なくする上で、前述の①、②、即ち建ぺい率、容積率を上げる改変は許されません。この点からも用途地域の変更としては第一種住居地域にすべきということを述べて終わります。

【公述人Bによる公述】

【議長(久保参事)】 ありがとうございます。では次に、番号2番の方、よろしく願いいたします。

(公述人B登壇)

【公述人B】 Bです。今回、京阪本線西側の環境側道設置区間が連立事業に伴う環境空間として、高架構造物、高さ約10メートル、幅6メートルとしているが、地震時の構造物倒壊を考慮して、高架の高さ程度の約10メートルの空間を設けるべきであると思います。東日本大震災では、これまでの想定を上回る地震が発生しました。耐震基準に準拠して構造したとしても、絶対倒壊しないという保証はありません。線路の東側、枚方八尾線は幅14メートル～16メートルの幅員をとり、東側の住民は、もし高架鉄道が倒壊したとしても安全であるのに対して、西側住民は6メートルしかとられていませんので危険にさらされ、不平等であると思います。連立高架鉄道を挟んで道路の幅を両側10メートルずつに、平等にした方が安全面では良いじゃないかと、私は思います。

2番目です。枚方八尾線の東側の用地買収が発生しませんのに、なぜ鉄道西側だけの用地買収を行うのか分かりません。西側住民が一方的に不利益を被ることになり、平等ではないと思います。

3番目です。連立事業や関連事業の計画があるのに、その計画や内容について全く周知されていない。少なくとも前回の地元説明会のあった平成20年度には計画があったはずであり、住民の土地利用の計画に対する配慮がない。簡単に言いますと、私は今の家に2年前に越してきました。この計画の中ですけれども、当然、お家を買うときに皆さんも一緒だと思いますけど、通風とか採光、騒音、その辺を考えて買われますよね。私らも正味な話、今の家に越してくる前、ちょうど1年以上かけて、3年半ぐらい前にお家を探し出して2年前に越してきました。線路までの距離というか、地べたを走っている線路までの距離が10メートルちょっとあいているのですが、それが今回の高架になってうちの方には6メートルしか間隔があかないようになるんですよ。なおかつ用地買収もされて、そんな馬鹿なことってありますか。何で用地買収されて迷惑を被る方が、リスクが増えるのかよく分かりません。皆さんが私の立場になって、お家を一生懸命探して買いまして、陽当たり、通風、騒音、その辺を考えて買って、2年住んだぐらいに、まさか線路がお家の方に4メートルも近付いてくるなんて考えられません。こんな馬鹿な話ないと思いますよ。その計画が平成20年度に分かっているなら、私は今のお家に新築で引っ越してきたのですけ

ど、まだ住んで2年ですよ。その3年半前から分かっていたのであれば、もっとちゃんとしろよと言いたいわけです。こんな馬鹿げたことはないと思いますよ。

列車事故に関しては今、中国でも機械の故障で追突があったり、いろいろあったりしますよね。実際、神戸震災が起こってからの年数とか、今度の福島の東北震災ですかね。想定外の地震とかいっぱいいろいろなことが起きているのに、何で線路の東側が14メートルも道路があいているのに、西側は6メートルしかあいてないのか、理解できません。こんな馬鹿げた話はないですよ。こっち側だけ用地買収もされて、いろんな不利益被ってね。危険がいっぱい増えて。高架の高さが9メートルから15メートルということですよ。それがもし脱線して落ちた場合に、万が一ですよ、6メートルの幅員がある方と14メートルの幅員がある方どっちがいいのかと言ったら、当然14メートルですよ。2つ足して20メートルしかないなら、せめて平等をはかるためにも両側10メートルずつあけるとかね、そういった配慮がされても良いと思うのですよ。この計画を考えた人の頭はどうかしているのと違うのかなと思ってね。私は憤慨しています。以上です。

【公述人Cによる公述】

【議長(久保参事)】 ありがとうございます。では次に、番号3番の方、公述をよろしくお願いいたします。

(公述人C登壇)

【公述人C】 和泉市在住のCでございます。NO.3の公述人です。私は、今回の公述の中で、南大阪都市計画新住宅市街地開発の変更の問題と、それから用途、2つについて話をさせていただきます。

この新住地区の開発の理念は、「和泉市の都市機能とか都市環境の形成強化を目的にするまちづくりにする」、それから、「地域に融和するまちづくりとする」

「総合的な社会環境を持ったまちづくりにする」、それから、「快適環境、アメニティの創造を目標とするまちづくりにする」、「コミュニティをつくり育てるまちづくりにする」、それから、「長期的視点に立ったまちづくりにする」というのが大きな理念であったかと思いますが、この変更に関しましては、平成16年、それから、今回というように、第4回目に今回はなるわけですけど、第3回的时候に大きな変更をされておりました、住宅戸数及び人口も相当数減らされておられますが、相当というほどでもないですが、具体的に言いますと、戸数で600戸、人口で2万7,000人から2万5,000人ということで、2,000人減ということをやっているのですが、それに際して、公園緑地の問題としましては、大阪府の自然環境の保全と回復という条例を持ちながら、その所管に置かれてしっかりと16年のときに協議・立案されてなかったものですから、当初の計画における2万7,000人、8,300所帯のときの計画よりも劣悪化している状態で、8ヘクタールぐらい緑地及び公園で減ってきているということがございまして、そのときに関係所管と協議した結果、これは大変な失敗をしましたというように私はメモでいただいていたかと思いますが、この失敗を今回の変更、第4回に変更のときに当然ながら協議されて、確実な指導をされるべきところが第3回同様の公園の率及び緑地の率でやっておられるという実態があります。これは、なおかつ3回的时候は小学校・中学校も各1校ずつ減っていったという実態もありますし、なぜ600戸ぐらいの戸数が減ることによってそれだけ減っていくのかということ、ちょっとつぶさに調べてみますと、どうも児童発生率を本来なら和泉市さんが要求している0.30というオーダーのものを、0.26ぐらいの数字だったかと思いますが、その数値にされておることから、小学校が1校、中学校1校いらなくなっているという、こういう非合理的な考え方で、現実にはいぶき野小学校で1,000名の大規模な小学校になっておって、まだこれから新たに入居をやっていきますと増えてくる状況になっておりました、大変困っている状況です。

それと、東部地区における青葉・はつが野小学校におきましても、現在、去年度のところで800人ぐらいの生徒数になっているのですが、それも仮設教室ということでたくさん仮設教室を作られておりました、教育環境としては、

姿・形は新しくてよろしいんですけども、教育の実態としては非常に劣悪な状態になっておるのではないかと感じておりますので、これはやはり日本の人口形態としては、将来的には少子高齢化ということで減っていくかとは思いますが、もう少し考えた考え方でこの環境を改善した新たな計画を主導すべきものではないかと私は感じております。

それから、具体的に公述申出書に書かせていただいていた内容で、少し飛びますが、和泉市の用途計画の状況は、過去の繊維産業で、織物工場が多かったせいなんでしょうけれども、非常に準工地区というのが膨大な量でございまして、この準工地区が大阪市等の大都市のベッドタウン化にすることになってきておりまして、ベッドタウンとしてのその地域が概ね80パーセント近い状態に住宅用地として、準工地区にマンションが建ったり住宅が建ったりしてきておりまして、その準工で、本来準工としての役割を果たすべき小規模な家内工業の業務が、いずれは公害問題になって追い出されていかねばならない環境だろうと思っておりましたが、そのことで西部地区に第二種の状況で確保していた住居と工場が一体型であるようなものを作っていたのではないかと感じて、なかなか良いことを考えているのではないかと感じていたのですが、今でも市内に準工地域がいっぱいあるのに、新たにまた15ヘクタール増やすというのも、和泉市にとってはこれも逆行するような考え方はないかなと思っておりますので再考をお願いしたいと思っております。

それから、この問題に関してこのようにどんどんと変更されていくということは、過去に私が今現在住んでいるのですが、光明台地区におきまして、ちゃんとした土地利用計画を大阪府において決定いただき、それから、国において認可を受けたものでやってきたのですが、どこでどう変わったのかは知らないんですけども、その土地利用計画に準拠しないでどんどん変わっていきまして、非常に住みづらいというのですか、ちょっと問題のある、要するに、公団さんとしては、本来は集合住宅を建てないといけないところを永久調節池にされたり、それから、サブセンターにしないといけないところに一般住宅が建てられて、正確には計算しておりませんが、ざっと計算しますと、ほぼ100億以上の差益が出ているのですけれども、新住事業というものは、原則としてその地区における収支がゼロにならないといけないのに、収支ゼロになった

という理由を説明されないという、これは当然ながら、本来は国がやるべき処分計画書の中における検討だろうとは思いますが、当然、都市計画決定権者である大阪府も、ちゃんと土地利用計画どおりにやっていかねばならないと思います。

そういうようにしていかないといけないのですが、この和泉中央トリヴェールにおきましても、今後の状態、今後1年半の中で私が示している105ヘクタールが現在未処分用地として残っているわけですが、1年半で処分できるわけがないと思っておりますので、その処分が忠実に履行できるような決定権者としての責務を果たすような仕組みをちょっと考えていただいて、府民・市民に分かるようにしていただきたいというのが私の要望でございます。

それから、ちょっと細かい話にはなりますけれども、計画上の話として仕方がないと言われればそうなのですが、北部ブロックにおきましては、シビックセンターということで、大規模商店が集約されてそこに集中しているわけですが、時代の流れとして仕方がないということではありまじょうけれども、東部ブロックにおける商業施設ものを比べれば高齢化をきたしていった場合、私の住んでいるところもサブセンターというのを当時は計画しておられたのがなくなってしまって、高齢者の方が買い物に行くときに歩いて行けるところがないものだから、車も乗れないような年齢になってきて大変困っている状況なのですが、しかしながら、その時代の要請で、あまりセンターばかりやっても衰退するよということであるのでしょうから、私の意見としましては多目的用地をしっかりと確保していただいて、移動式のバスみたいなもので、今、吉野でも災害対応の形で移動型の商店としていろいろ計画を練っていただいておりますが、そういう考え方のものをここへ、多目的用地のところで供給処理施設だけを何個か置いていただいて、そこに接続すればそういう機能が果たせる電力・ガス等のエネルギーも上水道・下水道も供給処理できて、1日あたりいくらかというような商売のできる機能を果たしていただいて、震災対応にもなり、なおかつ、いろんな新たな雇用の流れの商店としての流れが結びつけられるのかなど、私は提案しているところですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、特に公園・緑地の問題に関しては、ご提示いただいております現在の変更すべき土地利用面積の数値データというのがありますが、私は第3

回のときの変更概要をいただいているのですが、第3回の変更概要というのと、その数値的な流れというのははっきり分からない状態で、トータル合計しても合わないという部分、その合わないというのは、たぶん道路用地とかそういうものが、変更がないからと言ってあるんですけど、差引きしたら変更の数値になっているという現状の状況で、これでは非常に評価の仕方が、市民として府民として評価ができないというものになっているので、もう一度やり直していただきたい。誰が見ても一目瞭然で、第3回のもので第4回の今回のものを比較したら、もうこれはちょっとまずいなというのを感じられると思います。なおかつ、第3回の変更データを公団さんとしてこういうパンフレットにちゃんと数値が出ているのに、パンフレットに出ているデータと照合ができない状態の変更概要では、これはまずいと思っております。

それから、特に小学校・中学校の問題の、児童発生率が0.26という、非常に乱暴な発生率の数値データを取ってきて、あるところとあるところの場所を取ってきて、その2分の1にするという、これは乱暴なやり方での児童発生率だと思っています。都市計画をやっているところにとってはこんな乱暴なことをして良いのだろうか。もっと数値的データを統計的にとってやっていかなければならないし、特に和泉中央地区、今トリヴェールのところは和泉市の中でも人口増が現実になっているところがございますので、それに見合った教育施設、学校の規模、教室の数を合わせていただかなければならないと思っております。いずれにしても、府民・市民に分かるようなものがほしいと思います。これでは、いくら一生懸命やられたのかも分かりませんが、公団及び市の機関、それから大阪府の中でマイナーに分かっておられるのかも分かりませんが、こういうものは府民・市民に分かるようにして初めて有効なものになるわけですから、全く意味のないものを羅列されても、私たちとしてはまずいなと思っております。非常に心外な公聴会のデータですねとしか言いようがないわけです。

公述書に戻りまして、これは大阪府の決定事項に入らないかも知れませんが、土地利用に関連しますので申し上げておきますと、現在、公益施設として集会場等があるのですが、当然ながら基本設計や基本計画において、このトリヴェールのとときの考え方でいくコミュニティ、1次コミュニティ、2次コミュ

ニティ、3次コミュニティというものの考え方があるのですけれども、その中に1コミュニティが700所帯というのは、私はあまり聞いたこともないですけれども、こういうことを黙認しておられる大阪府さんの都市計画決定であれば、ちょっと考え直していただければ。なんぼなんでも700人で1つのコミュニティを自分たちが自分たちの地域の問題として考えられるような集団ではなかろうかと思っております。基本計画や基本設計では、大体150～300所帯を持って1つのコミュニティと、それが一緒に皆一体になってやっていける限界の数字ではなかろうかということであるし、そういうことを謳っておられます。その謳ったことをないがしろにしていくような計画にはいささか不満を感じるところでございます。

それから、もう1つは東部ブロックにおきまして、幼稚園という教育施設がございましたが、東部ブロックだけで1万2,000人の人口計画をしているわけですが、その幼稚園をなくしてしまうというものの考え方が、どういう観点から来ているのかがよく分からないわけですが、教育施設の用地として、なぜなくしていく、それはただ単にこの土地の処分の仕方がしづらいということだけで、こういう新住事業のまちづくりにおける考え方なのだとすることは、これはもうとんでもない判断だろうと思います。もう一度幼稚園という、どうしても名称だけ変えたいということであれば幼稚園を備考の中、特記の中で、必ず幼稚園を建てるということにさせていただかないと。このままで行きますと幼稚園以外のものができあがってしまうとなったら、そこに住む人たち、これから入って住む人たちにとっては、幼稚園児がいくらでも出てくるわけですから、その人たちをどこにやれば良いか。そうすると、1キロ、2キロ先の幼稚園、もしくは3キロ先の幼稚園ということになってきますと、大変なことになるだろうと思います。ある程度バスで循環してもらえるかも分かりませんが、元々幼稚園用地があるわけですから、教育施設、それを無しにするというのはいかなものかと思えます。

それから、蛇足でございますが、自然環境の保全に、私は逆行をするようなことをやっていると思うのですけれども、いろいろ調査してみますと、和泉市と、ここに列席しておられる総合計画課のほうでこういう都市計画変更をして、承認しているのだから仕方がないじゃないかというような見方をされているの

です。本末転倒であって、条例というものは新住法も皆含めてですけれども、この新しい地区、ニュータウンを作る以前から条例というものがあるわけですから、その条例を守らずして、土地利用計画ができたから仕方がないというような行政の態度は、これは全く公務員としては値しないと思います。単に事業者に迎合しているとしか思いようがないですけれども、そのあたりもしっかりと反省をしていただいて、新たな計画を立てていただきたいと思います。

緑化率の計算でも和泉市の公共施設、小学校・中学校・幼稚園・水道施設、大阪府の産業技術開発研究所という、公共施設に関しては370ヘクタールから削除して良いと。そういうどこに書いてあるかも分からないことを持ち出してきて、だから良いんだという論点は全く間違っていると思います。もう一度第3回の緑地・公園の考え方を第3回以前に戻していただいて、変更するということはいろんな経過があって問題が起こるから変更するのであって、新たに都市計画を事業者が出してきたから、その事業者に合うような土地利用計画にしたら良いか悪いかと判断するのではなくて、土地利用計画が新住法とか、都市計画法とか、ここで言っている大阪府であれば大阪府の条例と照らして、当然事業者がつくってくるはずだったけれども、それと合わせながら決定権者は照合して、まずければ是正をさせるのが普通ではないかと思しますので、迎合主義はやめていただきたいと思います。基本的に、大阪府自然環境条例の31条でも、大阪府が持っているものは保全をしなければならないと謳われているわけですから、何も差し引かなくても全く問題ないものまで差し引くということは、いかがなものかと思えます。

少し細かい内容に入ってしまったけれども、参考までに、土地利用の計画の変更の内容の諸表を例示しますと、これをあなたたちは出しておられますね。第3回はこういう状態で、非常にこまめに出していただいています。なぜこういうものを同じようなレベルで書かないのかというのも疑問です。その度に変えるような行政行為であれば、一貫性がないと言わざるを得ないです。時間がありますので、ある程度抜粋しながら改めて言いますと、あまりにも第3回の時の変更の理由がはっきりしなかったものですから、今回の原稿でそのあたりももう一度見直していかねばならないから、今回の変更になったと理解していたわけです。

なぜそんなことを言うかということ、私どもとしましては平成19～20年にかけて和泉市の都市計画の関係の所管課にそういう問題点がありますということ、これを事前に協議していて、これは次回の時には直していただけないかという話をしている、それは次回と言わずに今後の指導の中でもしっかりやりますということ、回答をいただいているわけですが、第4回を開いてみると回答どおりになっていないということです。生活に困るような状況が現実に出てきているわけです。小学校の用地などの問題とか、サブセンターがなくてどう処理しようかという。私が現在住んでいる近接している光明台という新住事業でやられたところにおきましても、買い物につらい面があるということも見えてきておりますし、そういう実態を踏まえた上で、新たな新住事業地については、悪いところは改善していくのが公共のやるべきことではないかと思っておりますので、何のために皆様がおられるかという意味が分からなくなってきて、混乱しているところです。

当然ながら、どういうことをしても前回したもの今回したもののが比較検証できるようにするのが普通の変更行為だと思います。都市計画行為に関しては和泉市さんが決定権者であります、緑地とか公園の全体を含めて都市計画決定の土地利用の形の変更は、当然ながら大阪府の都市計画決定権者が遵守・指導していかなければならないことだと思いますし、決定した人たちがそれを見守らないで、やったら終わりというのではなくて、追跡調査して守られているかどうかまで含めて義務があるのではないかと私は思ひまして、それで大迷惑を被っているのが光明台の地区住民でございます。

これについては、今後まだまだ、いろんな方々と協議しながら改善を求めていこうとしておりますけれども、難しい壁がありまして、情報公開をしてもまともに公開していただけなかったりしておりますけれども、そういうことで支援をしていただかなければ事態は改善しないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと申し入れておきます。以上で終わります。

〔閉会〕

【議長(久保参事)】 ありがとうございました。以上で公述の申し出がございました公述人の発言はすべて終了いたしました。本日は大変お忙しいところ貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。また会場の皆様方には都市計画公聴会にお越しいただきましてありがとうございました。これをもちまして平成23年度第3回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。